

## 平成26年第1回香芝・王寺環境施設組合定例会会議録

- 1 招集年月日 平成26年2月19日（水）
- 2 招集場所 香芝・王寺環境施設組合2階議場
- 3 出席議員 8名
  - 1 番 松 岡 成 行
  - 2 番 西 本 集 一
  - 3 番 楠 本 勝
  - 4 番 中 川 義 弘
  - 5 番 河 杉 博 之
  - 6 番 北 川 重 信
  - 7 番 中 村 良 路
  - 8 番 川 田 裕
- 4 欠席議員（な し）
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 吉 田 弘 明

副管理者 平 井 康 之

香芝市都市環境部長 藤 岡 優 二

香芝市都市環境部環境局長 堀 本 武 史

王寺町住民福祉部長 浅 井 克 矢

事務局長 石 田 善 彦

事務局次長 松 田 武 司
- 6 会議の記録書記は、次のとおりである。

事務局次長 山 村 幸 男

7 会議の事件は、次のとおりである。

議第1号 香芝・王寺環境施設組合長期継続契約を締結することができる  
契約を定める条例の制定について

議第2号 平成25年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算（第2  
号）について

議第3号 平成26年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について

議第4号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更につい  
て

議第5号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について

議第6号 北葛城郡公平委員会の規約の変更について

8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。

3番 西 本 集 一      8番 川 田 裕

開会 午後3時00分

(議長) (楠本勝) 本日は、香芝・王寺環境施設組合議会告示第1号をもって、  
第1回定例会を召集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、  
出席賜り誠にありがとうございます。

本日、案件となっております議案につきまして、慎重にご審議をいただ

きまして、本会議がスムーズに運営できますよう、ご協力の程よろしくお  
願い申し上げます。

それでは、最初に管理者より召集の挨拶をよろしく申し上げます。

(管理者) (吉田弘明) はい、議長

(議長) (楠本勝) 有り難うございました。それでは議事を進行させていただきます。

ただ今の出席議員は、8名でございますので、地方自治法第113条の  
規定による定足数に達しておりますので、平成26年第1回定例会を開会  
いたします。

まず、本日の議事日程につきましては、お手もとに配布いたしております  
議事日程のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(議長) (楠本勝) 異議ないようでございますので、お手元の日程どおり、本  
日の議事日程とすることに決めます。

(議長) (楠本勝) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名でございますが、議長より指名して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(議長) (楠本勝) 異議ないようですので、3番、議員、8番、川田<sup>かわた</sup> 裕<sup>ひろし</sup> 議員を指名いたします。

(議長) (楠本勝) 続きまして、日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかり致します。

本定例会の会期は、本日1日と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日といたします。

(議長) (楠本勝) 続きまして、日程第3、議第1号、香芝・王寺環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題といたします。

事務局議案の朗読を願います。

(事務局) (山村幸男)

議第1号 香芝・王寺環境施設組合長期継続契約を締結することができ

る契約を定める条例の制定について香芝・王寺環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を次のとおり制定する。

平成26年2月19日提出

香芝・王寺環境施設組合 管理者 吉田弘明 以上でございます。

(議長) (楠本勝) それでは、理事者より提案説明願います。

(事務局長) (石田善彦) はい議長

ただ今、提案になりました議第1号 香芝・王寺環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条の17の規定に基づき、翌年度以降にわたり物品の借り入れや役務提供を受ける契約の締結を行うことが可能となる、長期継続契約を締結することにより、経常経費の削減及び長期的な視野での予算措置が可能となり、有益なものでありますので、本条例を別紙のとおり制定するものでございます。

この条例で対象となる主なものは、電子計算機や複写機、事務用機器などの借上げや施設の管理業務の委託などで、物品の借り入れ契約については商取引の慣習上、複数年に渡る契約を締結することが一般的なもので、役務の提供を受ける契約は一年を通じて継続的に受けるものが該当します。継続することのできる契約期間は、管理者が特別に理由があると認めるも

の以外は、5年を限度としています。

以上が本案の提案理由説明でございます。

何卒、慎重審議のうえ、原案可決を賜りますよう、お願い申し上げます。

(議長) (楠本勝) これより質疑に入ります。

質疑のある方ご発言願います。

(議長) (楠本勝) ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

(議長) (楠本勝) 質疑ないようですので質疑を打ち切ります。

討論を省略し採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(議長) (楠本勝) 異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(議長) (楠本勝) 異議なしと認めます。よって、議第1号については、原案

のとおり可決されました。

(議長) (楠本勝) 続きまして、日程第4、議第2号、平成25年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算第2号についてを議題といたします。  
事務局議案の朗読を願います。

(事務局) (山村幸男) はい、議長。

議第2号 平成25年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第2号)について平成25年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年2月19日提出

香芝・王寺環境施設組合 管理者 吉田弘明 以上でございます。

(議長) (楠本勝) それでは、理事者から提案説明を願います。

(事務局長) (石田善彦) はい、議長。

ただ今、上程になりました議第2号平成25年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第2号)について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の9ページをお願いします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ237万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億5,598万5千円とするものでございます。補正前の額と比較しまして率にして0.42%の減となっております。

おります。

議案書の11ページをお願いします。

補正の主な内容は、歳入におきましては、使用料及び手数料につきまして、事業系手数料の増額、国庫支出金につきましては、全額交付金の取り下げをさせていただきますので 減額補正をお願いするものでございます。

歳出につきましては、施設費では、施設の処理能力の低下に伴い光熱水費及び修繕料の増額、委託料については契約差金及び長寿命化を図るための計画支援事業による減額補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出の事項別明細書の歳入からご説明いたします。

17ページをお願いします。

(款) 2. 使用料及び手数料におきまして、事業系手数料1,830千円の増額、搬入量にして134,000kgの増量によるものでございます。

(款) 3. 国庫支出金につきましては、長寿命化を図るための計画支援事業交付金を要望し内示を受けていますが、その後の検討・審議の結果新設炉への方向性が示されており、現在、地元自治会と協議調整中ですので、交付金の取り下げをさせていただくこととなりますので、全額4,200千円の減額補正をするものでございます。

次に、18ページの歳出につきましてご説明いたします。

(款) 1. 議会費の、旅費につきまして議員視察研修費の不用額7万9千円を減額するものでございます。

次に、19ページの(款) 3. 施設費におきましては、需用費の光熱水費303万2千円の増額、増額の要因といたしましては、老朽化による焼却能力の低下に伴う焼却時間の増加と考えております。修繕料につきましては、1号補正にてお願いいたしました、2号炉の灰処理混練機の整備をさせていただきましたが、今回1号炉におきましても同じ状況が出ており、最終処分場における適正な処理・処分を図るため修繕料100万円の増額、需用費全体としては、3,982千円の増額をお願いするものでございます。

委託料につきましては、ごみ処理業務・清掃業務・法定測定業務・環境測定業務・汚泥処理業務・造園管理業務等においての、契約差金額6,307千円の減額。

再資源化処理業務委託料におきましては、処理量において、12,000kgの増量が見込まれるため、380千円の増額。

基幹的設備改良事業に係る計画支援事業委託料におきましては当初予算では12,600千円を計上しておりましたが、交付金事業としては実施致しませんが、関連事業として「ごみ処理施設適地選定業務」に3,

200千円を事業間流用させていただき、残額の内、関連事業といたしまして、昨年秋ごろから住民の方々が美濃園への見学に来られる方が増えまして、訪れられた住民の方よりのご指摘によりまして、ビンのカレットヤードに、簡易的な屋根の設置として工事請負費に3,500千円の増額、また、粗大ごみ施設集積場所の床部分の鉄板の腐食による取替を原材料費に1,000千円を増額するものでございます。

以上が本案の提案理由説明でございます。

何卒、慎重審議のうえ、原案可決を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上が本案の提案理由説明でございます。

(議長) (楠本勝) これより質疑に入ります。質疑のある方の発言をお願いいたします。

(議長) (楠本勝) 質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。討論を省略して採決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(議長) (楠本勝) 異議なしと認めます。おはかりします。本案については、

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(議長) (楠本勝) 異議なしと認めます。よって、議第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長) (楠本勝) 続きまして日程第5 議第3号、平成26年度香芝・

王寺環境施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

事務局議案の朗読をお願いします。

(事務局) (山村幸男) はい、議長。

議第3号 平成26年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について  
平成26年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算書を別紙のとおり提出  
し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定によ  
り、議会の議決を求める。

平成26年2月19日提出

香芝・王寺環境施設組合 管理者 吉田弘明 以上でございます。

(議長) (楠本勝) それでは、理事者から提案説明をお願いします。

(事務局長) (石田善彦) はい、議長。

ただ今、上程になりました議第3号平成26年度香芝・王寺環境施設組合  
一般会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の23ページをお願いします。

本案は、歳入歳出それぞれ7億942万1,000円の予算編成で、前年度当初予算に比べまして1億6,211万円の増額、率にして29.62パーセントの増となっております。

増額の主な理由は、歳出の（款）3. 施設費におきまして、ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の機能を維持するために毎年度実施しております定期修繕工事について、新しく施設を建替えるまでの間の安全な稼働を確保するため、施設の改修工事を行ないたく計上させていただいております。

次に、27ページをお願いします。

第2表地方債でございますが、一般廃棄物処理施設整備事業の起債の限度額1億5千7,500千円につきまして、その起債の方法及び利率と償還の方法を定めるものでございます。

それでは、歳入歳出の事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

33ページをお願いします。

（款）1. 分担金及び負担金につきましては、予算額4億950万1,000円で、前年度比較871万円の減、率にして2.08パーセントの減となっております。分担金の内訳は、香芝市が2億8,651万4,000円、王寺町が1億2,298万7,000円となっております。また負担割合は、香芝市の70.0パーセント、王寺町の30.0パーセントでございます。

(款) 2. 使用料及び手数料につきましては、予算額1億1,542万円で、前年度比較912万円の増、率にして8.58パーセントの増となっております。

廃棄物の処理手数料の内訳は、事業系手数料が1億470万7,000円、自己搬入手数料が1,071万3,000円でございます。

積算基礎は、手数料の単価は消費税相当分を5%から8%に増額し、ごみ搬入量については、前年度より事業系で6.1%の増、自己搬入で1.1%の減を見込んでおります。

(款) 3. 国庫支出金につきまして、予算額300万円となっております。これは循環型社会形成推進交付金で、ごみ処理施設基幹設備改良事業に係る計画支援事業に対する交付金として事業費(900万円)の3分の1でございます。これは地元協議が整っていない段階であります。交付金を平成26年度へ継続し、国への要望わく確保のため計上させていただいているものでございます。

次に34ページ(款)4. 繰越金におきまして、予算額200万円で、前年度と同額でございます。

(款) 5. 諸収入におきまして、予算額2,200万円で、前年度比較540万円の増、率にして32.53パーセントの増となっております。これはアルミ缶などの金属類の売却収益ですが、平成25年度のアルミ缶などの

市場相場価格と排出量の推移により収入額の増額を見込んでおります。

(款) 6. 組合債におきましては、平成26年度に新たに設けさせていただいておりますが、これは、歳出(款) 3. 施設費の工事請負費でご説明申し上げます、ごみ処理施設の機能維持を図るための各機器の施設整備を行ないたく、改修工事費にかかる財源の一部を起債を借り入れる方法で確保するため、1億5,750万円を計上させていただいております。

次に、35ページの歳出につきまして、ご説明申し上げます。

(款) 1. 議会費におきまして、予算額127万2,000円で、前年度比較40万9,000円の増、率にして47.39パーセントの増となっています。

主なものは、議員報酬、議員視察研修に伴う費用弁償等であり、(節) 1. 報酬では前年度より29万7千円の増額をさせていただいておりますが、これは定例会2回に加えて美濃園の施設整備にかかる計画等のご審議を願うための臨時会1回及び特別委員会4回の合計7回分の報酬を計上させていただいております。

また、(節) 13. 委託料では、特別委員会開催で会議の性質上迅速性が要求されるため、特別委員会の議事録作成にかかる業務委託料として11万2千円計上させていただいております。

(款) 2. 総務費におきまして、予算額5,969万4,000円で、前年度比較1,100万8,000円の増、率にして22.61パーセントの増となっております。

主な内容は、職員6名分の人件費及び事務経費等並びに監査委員の報酬でございます。増額の理由は、1名増による人件費の増額でございます。

(節) 14. 使用料及び賃借料311万8,000円の内、新たに計上させていただいたものは、事務用のコピー機と公用車の借上料でございます。

次に38ページの

(款) 3. 施設費におきまして、予算額6億4,277万6,000円で、前年度比較1億5,075万4,000円の増、率にして30.64パーセントの増となっております。

主な要因といたしましては、施設の維持管理経費と炉の機能を維持するためのごみ処理施設の改修工事費等でございます。

増額理由といたしましては、これまでは、施設の延命化再改良工事につないでいくことを前提に、整備に必要な経費はできるだけ抑制をして、維持管理に努めてまいりましたが、施設を建替えるという方向性が示されたことにより、それまでの間、現在の施設の安全な稼働に努めると共に、特に劣化が進行している重要度の高い設備の改良が是非とも必要であると考

えております。

(節) 11. 需用費では、ダイオキシン類発生防止対策用薬剤等の消耗品費4,637万3,000円、施設の運転に必要な電気・水道料金の光熱水費が9,504万円、施設の補修に伴います部品代等の修繕料340万円等を計上しております。

(節) 13. 委託料では、焼却設備の24時間運転体制に伴うごみ処理・警備業務委託料として1億9,690万円、ビン類の再資源化処理業務委託料として2,559万6,000円、有害ごみ処理業務委託料432万円。また、環境対策としてダイオキシン類等の測定業務委託料として430万円の計上を行ない、そして、歳入でご説明申しあげました、基幹的設備改良事業に係る計画支援委託料として900万円を計上していますが、地元協議の推移を見定めている中で現時点では、施設の建替えへの結論が定まっていない状況であり、国からの交付金の平成26年度分への要望枠確保のため予算計上させていただいております。

39ページ(節)15. 工事請負費では、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の機能を維持するため定期修繕工事をこれまで毎年実施しておりますが、冒頭にもご説明しておりますとおり、近年は施設の延命化再改良工事につないでいくため、整備費用の縮減を図り維持管理に努めて参りましたが、施設を建替える方向性が示されたことにより、建替えるま

での間においても性能確保と安全な稼働が要求されますので、劣化が進行している設備の補修・改良を行ないたく、歳入（款）6．組合債でご説明させていただいたとおり、この財源の一部を起債の借り入れによる方法でごみ処理施設改修工事及び粗大ごみ処理施設改修工事、合わせまして2億5,000万円の予算計上をさせていただいております。

次に40ページの

（款）4．公債費におきまして、予算額337万9,000円で、前年度比較6万1,000円の減、率にして1.77パーセントの減となっております。

これは、粗大ごみ破碎機爆発防止対策整備事業に伴い、借り入れました地方債の年次的元金償還金と利子でございます。

平成25年度末の地方債の現在高は1,310万4,233円でございます。

（款）5．予備費 前年度と同額の200万円でございます。

以上が本案の提案理由説明でございます。

何卒、慎重審議のうえ、原案可決を賜りますよう、お願い申し上げます。

（議長）（楠本勝）これより質疑に入ります。質疑のある方の発言をお願いいたします。

(議長) (楠本勝) 質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。討論を省略して採決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(議長) (楠本勝) 異議なしと認めます。おはかりします。本案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(議長) (楠本勝) 異議なしと認めます。よって、議第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長) (楠本勝) 続きまして日程第6 議第4号、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更についてを議題といたします。

事務局議案の朗読をお願いします。

(事務局) (山村幸男) はい、議長。

議第4号奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について奈良県知事が許可する日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する組合でなくなること

について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき議決を求める。

平成26年2月19日 提出

香芝・王寺環境施設組合 管理者 吉田弘明 以上でございます。

（議長）（楠本勝）それでは、理事者から提案説明をお願いします。

（事務局長）（石田善彦）はい、議長。

ただ今、上程になりました議第4号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織していた構成団体に変更されることを地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上が本案の提案理由説明であります。

何卒、慎重ご審議のうえ、原案可決を賜りますよう、お願い申し上げます。

（議長）（楠本勝）これより質疑に入ります。質疑のある方の発言をお願いいたします。

（「質疑なし」との声あり）

（議長）（楠本勝）質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。討論を省略して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

（議長）（楠本勝）異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案について、原案のとおり決することにご異議  
ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

（議長）（楠本勝）異議なしと認めます。

よって、議第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして日程第7、議第5号奈良県市町村総合事務組合の規約の変更  
についてを議題といたします。

事務局議案の朗読を願います。

（事務局）（山村幸男）はい、議長。

議第5号奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について、奈良県知事  
が許可する日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良  
県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、  
宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散さ  
れ、奈良県市町村総合事務組合を組織する組合でなくなるとともに、新た  
に奈良県広域消防組合を、奈良県市町村総合事務組合を組織する組合とす  
るため、規約の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭  
和22年法律第67号）第290条の規定に基づき議決を求める。

平成26年2月19日提出

香芝・王寺環境施設組合 管理者 吉田弘明 以上でございます。

(議長) (楠本勝) それでは、理事者から提案説明をお願いします。

(事務局長) (石田善彦) はい、議長。

ただ今、上程になりました議第5号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合の構成団体が変更になるため、奈良県市町村総合事務組合規約を変更し、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上が本案の提案理由説明であります。

何卒、慎重審議のうえ、原案可決を賜りますよう、お願い申し上げます。

(議長) (楠本勝) これより質疑に入ります。質疑のある方の発言をお願いいたします。

(「質疑なし」との声あり)

(議長) (楠本勝) 質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。討論を省略して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(議長) (楠本勝) 異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案について、原案のとおり決することにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(議長) (楠本勝) 異議なしと認めます。

よって、議第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長) (楠本勝) 続きまして日程第8、議第6号北葛城郡公平委員会の規約  
の変更についてを議題といたします。

事務局議案の朗読を願います。

(事務局) (山村幸男) はい、議長。

議第6号北葛城郡公平委員会の規約の変更について、奈良県知事が許可  
する日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、北葛城郡公  
平委員会を共同設置する地方公共団体のうち、香芝・広陵消防組合が解散  
され、北葛城郡公平委員会を共同設置する地方公共団体でなくなるため、  
北葛城郡公平委員会規約の一部を別紙のとおり変更することについて、地  
方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第3項において準用する  
同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成26年2月19日 提出

香芝・王寺環境施設組合 管理者 吉田弘明 以上でございます。

(議長) (楠本勝) それでは、理事者から提案説明をお願いします。

(事務局長) (石田善彦) はい、議長。

ただ今、上程になりました議第6号 北葛城郡公平委員会の規約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、奈良県広域消防組合が、設立されることに伴い、北葛城郡公平委員会を共同設置する構成団体のうち、香芝・広陵消防組合が解散され、北葛城郡公平委員会の構成団体でなくなるため、北葛城郡公平委員会規約の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上が本案の提案理由説明であります。

何卒、慎重審議のうえ、原案可決を賜りますよう、お願い申し上げます。

(議長) (楠本勝) これより質疑に入ります。質疑のある方の発言をお願いいたします。

(「質議なし」との声あり)

(議長) (楠本勝) 質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。討論を省略して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(議長) (楠本勝) 異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案について、原案のとおり決することにご異議

ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(議長) (楠本勝) 異議なしと認めます。

よって、議第6号については、原案のとおり可決されました。

続きまして日程第9の報告について、お手元に配付しております参考資料の施設整備計画を事務局議案から説明させます。

(事務局長) (石田善彦) はい、議長。

施設整備計画について、ご説明申し上げます。お手元の参考資料をご覧ください。

前回の10月の定例会におきまして、修繕費が毎年上がっている現状から財政面においても、資金需要計画が組みにくい状況になっているので、今後、概ね5年間を対象とした施設整備のシミュレーションが必要であるとのご指示をいただきました。

この計画書は今後5年間の施設維持を目的として、シミュレーションしたもので金額等については、概算になります。また、今後、地元協議をしていく中で、その進展状況により見直しすることになりますので、あらかじめご了承していただきたいと思います。

参考資料「施設整備計画」の1ページをお願いします。

まずは、焼却炉の現状からご説明いたします。改良工事としては平成13

年～14年の高度排ガス対策により各設備の補修を実施してきました。その他については、毎年の定期点検整備及び部品の取替等により今日に至っており、近年については延命化工事の話も進んでいましたので、必要最小限度の点検整備等により対応してまいりました。

各設備機器の耐用年数は概ね10年～15年ですが、今まで補修や部品の取替による修理等により維持管理に努め延命化対策を実施してきました。

このような状況の中で、今後の整備計画としては、早急に整備が必要なもの、又近日中に必要なものが約50%あり、その中には電気計装設備において更新が必要な設備もございます。

これを5年間で見ますと、1年目2年目において約60%の重要度の高い設備、特に燃焼設備と排ガス処理設備でその内、約55%を整備をさせていただき、安全稼働に努めると共に、劣化が進行しているため、更新、点検整備、部品の取替が必要と考えられます。

次に、3年目～5年目については、一部部品の取替補修が必要な箇所もありますが、主に点検整備により対応が可能と考えられます。

特に、排ガス処理設備につきましては、公害対策の中樞をなす設備であり、平成13年～14年の高度排ガス対策にて大部分を新たに設置いたしました設備でございますが、耐用年数はおおむね10年であり、すでに12年目に入っている現状であります。この設備は、排ガスをさらに冷

却し、粉じん、ダイオキシン等の有害物質を除去する重要な設備であり、その中でも集じん装置（バグフィルター）は重点的な点検・整備はもちろんのこと「ろ布」の交換は是非とも必要でございます。

なお、全体的には特に重要度の高い設備については、安定した稼働には毎年の点検整備は不可欠と考えています。

粗大ごみ処理施設については、当初稼働以来約 80%が機器更新を実施していないのが現状ですが、平成 18 年の爆発事故の修復に伴い約 16%の設備機器の補修工事を実施いたしました。

各設備機器の耐用年数は概ね 10～15 年ではありますが、現在まで、点検整備・部品取替等により維持管理により対応してまいりました。

このような状況の中で、施設を安定的に運転していくための 5 年間の整備計画では、1 年目 2 年目で、当初より更新していない設備を含めた約 60%の内、特に受入供給設備・破碎設備及び二種選別設備(1・2 年目の合計の約 85%)を重点的に点検整備及び部品取替を行い、その後 3 年目 4 年目は、主に点検及び一部部品の取替を実施し、最終年度(5 年目)については、主要部分の点検を実施し施設の維持管理に努めてまいりたいと考えています。

以上、今後 5 年間の整備計画の概要報告でございます。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

(議長) (楠本勝) この報告について、何か質問はありますか。

無いようでございますので、以上を持ちまして本日の日程はすべて終了  
しました。

本日の議事が皆様方のご協力によりまして、スムーズに進行出来ました  
事を心からお礼申し上げます。有り難うございました。

それでは、管理者より閉会の挨拶をお願い致します。

(管理者) (吉田弘明) 閉会にあたりまして、一言御礼の言葉を申し上げたい  
と思います。

(議長) (楠本勝) それでは、これを持ちまして閉会させていただきます。

どうも有り難うございました。

閉会午後4時45分

以上、会議の顛末を記載し、その事実相違ないことを証し、署名押印する。

平成26年2月19日

香芝・王寺環境施設組合

議 長

署名議員

署名議員